

社会福祉法人おとり福祉会 キャリアパスモデル

階層	階層イメージ	役割(職責)	職位	呼称 (対応役職)	モデル年数	必要資格	モデル賃金	必要スキル ヒューマンスキル 業務スキル	OJT	必要教育 OFF-JT
M	経営管理職 施設の運営管理 業務管理	法人の理念を浸透させること 法人のビジョンを全職員に浸透させること 経営資源に即する事業計画を策定、予算を管理し、計画目標を達成すること 法人の事業計画を策定、予算を管理し、計画目標を達成すること 法人の職員の育成すること 法人の職員の職務満足、士気を高めること 行政・関係機関・地域との良好な関係を構築、発展させること 法人の利用者・家族の満足度を高めること	経営管理職	理事長 施設長 管理者	15~	-	-	①交渉力 ②ロジカルシンキング ③企画力 ④プレゼン力 バーフェクトを目指す	-	社会福祉士研修 施設長等運営管理研修 社会福祉施設長研修 組織の能力アップセミナー リスクマネジメント研修 ...など
S	監督職 プロフェッショナル チームの運営 管理、都 下育成 キルアップ	事業所の職員を育成すること 事業所の取組目標を達成すること 事業所の職員の職務満足、士気を高めること 行政・関係機関・地域との良好な関係を構築、発展させること 事業所の職員の職務満足、士気を高めること 行政・関係機関・地域との良好な関係を構築、発展させること 事業所の職員の職務満足、士気を高めること 行政・関係機関・地域との良好な関係を構築、発展させること	監督職	ケアマネジャー 主任 相談員 サービス提供責任者 ユニットリーダー	7~	社会福祉士 介護福祉士 ケアマネ ジャー ...など	-	①ロジカルシンキング ②企画力 ③緊急時対応力 ④リスクマネジメント ⑤プロジェクトリーダー ⑥チーム対応 ⑦クレーム対応 課題に即して動かし、さらに 努力を	①事業計画策定 ②業績管理 ③部下育成 ④業務改善 ⑤プロジェクトリーダー ⑥リスクマネジメント研修 ⑦リスクマネジメント研修 ...など 主任研修	推進的職員研修 リーダー一般研修 組織運営管理研修 OJTリーダー育成研修 スーパードレッシング研修 リスクマネジメント研修 ...など
J3	監督職のサポート 困難業務の遂行 後援指導 業務改善	部署内の職員を育成すること 部署内の職員の職務満足、士気を高めること 地域との良好な関係を構築、発展させること 法人理念を浸透させること 家族についての意識を持つこと	一般職上級	ケアマネジャー 主任 副主任 相談員 サービス提供責任者 ユニットリーダー フロアリーダー	5~	社会福祉士 介護福祉士 ケアマネ ジャー ...など	330万円~	①サービス精神 ②接遇 ③リスクマネジメント ④専門技術 ⑤専門知識 大家族主義 自ら燃える	①部下育成 ②業績改善 ③プロジェクトリーダー ④業務改善 ⑤チーム対応 ⑥リスクマネジメント ⑦リスクマネジメント研修 ⑧リスクマネジメント研修 ...など 主任研修	中堅職員研修 施設専門職員研修(中堅) 老人施設職員研修(応用) リーダー一般研修 ファーストステップ研修 ...など 主任研修 5年目以上研修
J2	定型業務の積極行動、後 援指導	部署内の後援職員を育成すること 部署内の職員の職務満足、士気を高めること 地域との良好な関係を構築、発展させること 法人理念を浸透させること 家族についての意識を持つこと	一般職中級	-	3~	社会福祉士 介護福祉士 ...など	290万円~	①サービス精神 ②接遇 ③リスクマネジメント ④専門技術 ⑤専門知識 利他の心	①部下育成 ②業績改善 ③プロジェクトリーダー ④業務改善 ⑤チーム対応 ⑥リスクマネジメント ⑦リスクマネジメント研修 ⑧リスクマネジメント研修 ...など 主任研修	中堅職員研修 施設専門職員研修(中堅) 老人施設職員研修(応用) リーダー一般研修 ファーストステップ研修 ...など 主任研修 5年目以上研修
J1	定型業務遂行者 定型業務の積極行動	担当職務を遂行すること 担当職務を通じて、利用者・家族の満足度を高めること	一般職初級	-	1~	介護福祉士 ヘルパー2級 ...など	250万円~	①サービス精神 ②接遇 ③リスクマネジメント ④専門技術 ⑤専門知識 社会人の基本マナー(あ いさづ、無差別無欠陥 等...)	①直接介護 ②書類作成 ③リスクマネジメント ④専門技術 ⑤専門知識	新任職員研修 施設専門職員研修(新任) 老人施設職員研修(基礎) サービスマナー(入門) ...など 3. 4年目研修

1. 2年目研修

別紙様式2-1（処遇改善加算 総括表）

提出先 堺市

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和7年度）

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンオオトリフクシカイ				
法人名	社会福祉法人おおとり福祉会				
法人所在地	〒	593-8324			
	大阪府堺市西区鳳東町6丁659番地1				
フリガナ	ヤマモトテツヤ				
書類作成担当者	山本鉄也				
連絡先	電話番号	072-275-1555		E-mail	tetsuya-yamamoto@mbr.nifty.com

2 賃金改善計画：加算額以上の賃金改善について（全体）

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	(a)	113,466,612	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	(b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額（賃金改善が必要な額）（a + b）	(c)	113,466,612	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額 （③の額以上となること。介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。）	(d)	116,274,546	円

【記入上の注意】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件Ⅰ（処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記			
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		36,924,678	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額（①の見込額以上となること）		87,098,868	円

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) 月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記			

(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ（任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）			
--	--	--	--

(4) キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）			
--	--	--	--

(5) キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金要件）【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

→上段に「」が記されている場合、この欄に記入すること

「就業上の指示や指導が適切に行われている」と記載する場合は、必ず「就業上の指示や指導が適切に行われている」と記載すること

- ☐ 就業上の指示や指導が適切に行われていると記載する場合は、必ず「就業上の指示や指導が適切に行われている」と記載すること
- ☐ 就業上の指示や指導が適切に行われていると記載する場合は、必ず「就業上の指示や指導が適切に行われている」と記載すること
- ☐ 就業上の指示や指導が適切に行われていると記載する場合は、必ず「就業上の指示や指導が適切に行われている」と記載すること
- ☐ 就業上の指示や指導が適切に行われていると記載する場合は、必ず「就業上の指示や指導が適切に行われている」と記載すること

(6) キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記

○

(7) 職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。

補助金を申請予定でない場合、各加算区分の算定に必要な令和7年度中の職場環境等要件を満たす。
※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。

○

【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

該当

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う誓約すること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑪又は⑫は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ】

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う誓約すること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	✓ ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓ ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	✓ ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	✓ ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓ ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	✓ ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	✓ ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
腰痛を含む心身の健康管理	✓ ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
	✓ ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	✓ ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上のための取組	✓ ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	✓ ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	✓ ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	✓ ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	✓ ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	✓ ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	✓ ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい	✓ ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

働きがいの醸成		⑥地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓	⑦利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓	⑧ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

- ・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和7年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	☐	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
	☒	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

- ・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
☒	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
☒	令和7年度に繰り越す予定の額(2②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
☒	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
☒	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
☒	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
☒	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
☒	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。 令和 7 年 4 月 14 日 法人名 社会福祉法人おとり福祉会 代表者 職名 理事長 氏名 山本鉄也	
---	--

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		○
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			○
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	
(7)	職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること	
		情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	

4 要件を満たすことの確認・証明		○
・ 必要な項目が全て選択されていること		
・ 誓約・記名が行われていること		

介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンオオトリフクシカイ			
法人名	社会福祉法人おとり福祉会			
法人所在地	〒 593-8324	大阪府堺市西区鳳東町6丁659番地1		
フリガナ	ヤマモトテツヤ			
書類作成担当者	山本鉄也			
連絡先	電話番号	072-275-1555	E-mail	otorifukushikai@nifty.com

2 賃金改善計画について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和6年度の加算の見込額	(a)	112,034,546 円
1) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b)	10,035,394 円
ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額	(c)	0 円
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a-c)	(d)	112,034,546 円
③ 令和6年度の賃金改善の見込額(②の額以上となること)	(e)	115,274,546 円

令和5年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法		
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰越分を除く。)(b-c)	(f)	10,035,394 円
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g)	11,340,000 円
	(h)	
	(i)	

【記入上の注意】

- (b) には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (e)・(g)・(h) には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (a) は (f) の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i) の値(g+hの合計)が (f) 以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

☒	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。
-------------------------------------	-----------------------------------

【記入上の注意】

- 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ること等算定要件を満たすこととする。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善実施期間		令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 5 月 (12 か月)	
②賃金改善を行う給与の種類	☒ 基本給 ☒ 手当(新設) ☒ 手当(既存の増額) ☒ 賞与 ☐ その他 ()		
③具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) ☒ 就業規則 ☒ 賃金規程 ☐ その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。 常勤職員の基本給、役職手当、業務手当の引き上げと介護福祉士資格手当の増額(+5000円)と処遇改善手当の新設(+14,000円)、夜勤手当の増額(+2000円)、非常勤職員の時給改定を行った。賞与の増額も行った(基本給1.0か月分)。 正職員について令和6年4月より基本給の増額(引上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)を、6月より処遇改善手当の増額(+4,500円)を行います。非常勤職員についても令和6年4月より時給の増額(引上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)を行います。		
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 6 年 6 月 (☐ 実施済 ☒ 予定)		
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 6 年 6 月 (☐ 実施済 ☒ 予定)		
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 6 年 6 月 (☐ 実施済 ☒ 予定)		
④ベースアップの実施予定	☒ 実施する 実施しない場合、やむを得ない事情		

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1)(参考)月額賃金改善要件Ⅰ(新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【新加算Ⅰ~Ⅳ】

※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

① 令和6年度の新加算Ⅳ相当の見込額の1/2	30,930,785 円	○
② 令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上とすること)	77,098,868 円	

【記入上の注意】

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末日)に、加算を原資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ~Ⅳ】

※新加算Ⅰ~Ⅳを算定するまで旧ベア加算又は新加算Ⅴ(2)・(4)・(7)・(9)・(11)を算定していなかった事業所のみ

(3)月額賃金改善要件Ⅲ(旧ベア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善)【旧ベア加算】

【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを要約すること

☒	令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。	○
-------------------------------------	--	---

【令和6年4・5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 新規に算定する事業所の旧ベースアップ等加算について、介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の引上げに充てられる計画になっていること

(4) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ

【新加算Ⅰ～Ⅳ・Ⅴ(1)～(6)・Ⅴ(8)・Ⅴ(11)、旧処遇Ⅰ・Ⅱ】 ⇒ キャリアパス要件ⅠとⅡの両方を満たすこと。

該当

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

☒ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 ← ☒

イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

☐

キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

☒ 次のイとロの両方の基準を満たす。 ← ☒

イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
イの実現のための具体的な取組内容（該当する項目にチェック（✓）した上で、具体的な内容を記載）	☒ ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること
	☒ ②	研修計画に基づいた介護技術研修を実施し、独自に社内資格制度を設けている。
	☒ ③	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

☐

(5) キャリアパス要件Ⅲ 【新加算Ⅰ～Ⅲ、Ⅴ(1)・(3)・(6)、旧処遇Ⅰ】

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

☒ 次のイとロの両方の基準を満たす。 ← ☒

イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。	
具体的な仕組みの内容（該当するもの全てにチェック（✓）すること。）	☒ ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	☒ ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	☐ ③	一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

☐

(6) キャリアパス要件Ⅳ【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	⇒	☐ (別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	⇒	☐ (別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱの要件(年度内の区分変更後)	⇒	☐ (別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)

(7) キャリアパス要件Ⅴ【新加算Ⅰ、Ⅴ(1)・(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定Ⅰ】

キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Ⅰの要件(4・5月)	⇒	☐ (別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)
新加算Ⅰ、Ⅴ(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降)	⇒	☐ (別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)
新加算Ⅰの要件(年度内の区分変更後)	⇒	☐ (別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)

(8) 職場環境等要件

【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定Ⅰ・Ⅱを算定する場合】

該当

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

区分	内容	判定
入職促進に向けた取組	☒ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ☐ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ☐ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ☒ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	☐
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☒ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ☒ 研修の受講やキャリア段階制度と人事考課との連動 ☒ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 ☒ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保 ☒ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	☐
両立支援・多様な働き方の推進	☒ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ☐ 有給休暇が取得しやすい環境の整備 ☒ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	☐
腰痛を含む心身の健康管理	☒ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ☒ 長時間勤務労働者等も実施可能な健康診断・ストレスチェック等、従業員のための休憩室の設置等健康対策の実施 ☐ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ☒ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	☐
生産性向上のための業務改善の取組	☒ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の軽減 ☒ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 ☒ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 ☒ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 ☒ ミニマイング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきや改善点に勤務環境やケア内容の改善	☐
やりがい・働きがいの醸成	☒ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ☒ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ☐ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	☐

【見える化要件】【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。



ホームページへの掲載	☒ 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
	☐ 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
☒ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
☒ 令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
☒ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
☒ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
☒ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
☒ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 4 月 11 日 法人名 社会福祉法人おおとり福祉会

代表者 職名 理事長 氏名 山本鉄也

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	
(1)	令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている	○
	令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	○
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	○
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	○

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について		
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること
		令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベア加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること
		その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること
		キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること又は研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること
		賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1人以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること

(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士の配置等要件)を満たすこと	☐
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること	☐
		情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	☐

4 要件を満たすことの確認・証明			
▪	必要な項目が全て選択されていること		☐
▪	誓約・記名が行われていること		☐

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
実績報告書(令和 5 年度)

1 基本情報＜共通＞

フリガナ	シャカイフクシホウジン オオトリフクシカイ				
法人名	社会福祉法人 おおとり福祉会				
法人所在地	〒593-8324		大阪府堺市西区鳳東町6丁659番地1		
フリガナ	ヤマモトテツヤ				
書類作成担当者	山本鉄也				
連絡先	電話番号	072-275-1775	E-mail	tetsuya-yamamoto@mbr.nifty.com	

【本実績報告書で報告する加算】※取得した加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

☒ 介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	☒ 介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	☒ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
---	--	--

2 実績報告について＜共通＞

・2(2)(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

Ⅰ【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること

Ⅱ【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること

Ⅲ【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること

Ⅳ【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと。

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

取得した加算の合計		
① 令和 5 年度の加算の総額	111,429,344	円
② 加算による賃金改善所要額の総額 (①の加算の総額以上であること)	125,812,855	円

(2) 加算額以上の賃金改善について(各加算の内訳)

要件Ⅰ

要件Ⅱ

要件Ⅲ

	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和 5 年度の加算の額	73,685,278 円	23,183,520 円	14,560,546 円
② 各加算による賃金改善所要額 (①の各加算の額以上であること)	(a) 80,193,245 円	(b) 28,434,432 円	(c) 17,185,178 円

(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和 5 年度の加算の影響を除いた賃金額	(d)-(e) 646,920,747 円	要件Ⅳ
(ア) 本年度の賃金の総額	(d) 772,733,602 円	
(イ) 本年度の加算による賃金改善所要額の総額(再掲)	(a) 125,812,855 円	
② 前年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	(f)-(g)-(h)-(i)-(j) 642,536,745 円	
(ア) 前年度の賃金の総額	(f) 754,317,102 円	要件Ⅳ
(イ) 前年度の処遇改善加算の総額	(g) 72,547,326 円	
(ウ) 前年度の特定加算の総額	(h) 22,770,357 円	
(エ) 前年度のベースアップ等加算の総額 (介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(i) 16,462,674 円	
(オ) 前年度の各介護サービス事業者等の 独自の賃金改善額	(j) 円	

【記入上の注意】

- ・(a)～(c)には、処遇改善加算等による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・(d)には、加算の配分対象とした全ての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算の加算額を上回るために実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。)
- ・(f)には、加算を取得する前年度(4月～3月)の実績値について、加算等の配分対象としたすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算及び処遇改善支援補助金の加算等の金額を上回るために実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。ただし、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算する方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能である。
- ・(g)～(i)には、加算を取得する前年度(4月～3月)の実績値について、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」に基づき記載すること。ただし、(i)について、令和4年4月サービス提供分の介護職員処遇改善支援補助金の額は、令和4年5月審査分(2～4月サービス提供分)の額を3等分して推計すること。
- ・(j)の独自の賃金改善額とは、本実績報告書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算そのものの配分を除く。)をいうものであり、処遇改善加算等の加算額を超えて賃金改善を行った場合にはその金額も含む。(j)に計上する金額がある場合には、必ず「2(4) 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(4) 前年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)

- ・ 2(3)②(オ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

※初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算そのものの配分を除いた額を記載すること。

3 各加算の要件について

- ・ 3(1)(2)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。

【特定加算】

V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。)

VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)

VII 特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと

VIII 経験・技能のある介護職員(A)のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

【ベースアップ等加算】

IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

(1) 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
①特定加算による賃金改善を実施したグループ ※加算の配分対象としたグループに必ずチェック(✓)すること	☒	☒	☒	☒
②一月当たりの常勤換算職員数	32.2 人	71.2 人	30.2 人	
③特定加算による賃金改善所要額(年額)	13,617,890 円	14,071,434 円	745,108 円	
④特定加算による平均賃金改善所要額(月額)	35,199 円	16,460 円	2,059 円	
⑤特定加算による平均賃金改善所要額の比率 (グループごとの配分比率)	(2.14)	(1.00)	(0.13)	
⑥他の介護職員(B)とその他の職種(C)の平均賃金額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入		円	円	
(参考)特定加算による本年度の賃金改善所要額(総額・年額)	28,434,432 円			
⑦特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金額(年額)	3,323,046 円			要件Ⅶ
⑧経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数	22 人			要件Ⅷ
⑨本計画書に記載した特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所系・総合事業の重複除く)	10 か所			
⑩「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由				
☐ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 ☐ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 ☐ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 ☐ その他 ()				
⑪①で(A)にチェック(✓)がない場合その理由				

※②には、グループごとの一月当たりの常勤換算職員数を直接記入すること。

※⑥及び⑦には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、⑧の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法で人数を数えること。ただし、⑧の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

介護職員	i) ベースアップ等加算による賃金改善所要額	13,695,334 円			
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	13,695,334 円	(100.00) %		要件 IX
その他の職種	ii) ベースアップ等加算による賃金改善所要額	3,489,844 円			
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	3,489,844 円	(100.00) %		
(参考)ベースアップ等加算による賃金改善所要額(総額・年額)		17,185,178 円			

(3)職場環境等要件に基づいて実施した取組について＜処遇改善加算・特定加算＞

【処遇改善加算】

- ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。

【特定加算】

- ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず3つにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「質向上の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容	○
入職促進に向けた取組	☒ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	
	☐ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
	☐ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
	☒ 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☒ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する臨床吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	
	☒ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
	☒ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入	
	☒ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	☒ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	
	☒ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	
	☐ 有給休暇が取得しやすい環境の整備	
	☐ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
腰痛を含む心身の健康管理	☒ 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	
	☒ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	
	☐ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	
	☐ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	☒ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	
	☒ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化	
	☐ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	
	☐ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの醸成	☒ ミニフィング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	
	☐ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	
	☒ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	
	☐ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

(4)その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、以下の欄に記載すること。)

- ※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
 ※ 処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 7 月 29 日 法人名 社会福祉法人 おおとり福祉会

代表者 職名 理事長 氏名 山本鉄也

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 実績報告について<共通>	
処遇改善加算による賃金改善の所要額が加算額以上であること	○
(2) 特定加算による賃金改善の所要額が加算額以上であること	○
ベースアップ等加算による賃金改善の所要額が加算額以上であること	○
(3) 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと	○

3 各加算の要件について	
法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	○
法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること	○
「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	○
(1) 特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	○
Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・総合事業での重複を除く)	○
「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	
介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	○
(2) その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	○
(3) 処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	○
特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	○